



# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

## 【Q&A】 そうだ！ 弁護士に聞いてみよう！

### 《どのような場合に休業手当が支払われるの？》

(秘書) コロナウイルスの流行で、感染の可能性等を考えると色々不安です。「休業手当」という言葉を耳にしますが、もし私が感染して仕事を休むことになった場合、「休業手当」は支払われるのでしょうか。

(久井) ざっくり言うと、「休業手当」とは、企業側の責任で従業員を休業させた場合に支払われる賃金です。企業側の責任を否定する典型例としてよく挙げられるのが、大きな天災に見舞われて企業が活動を停止せざるを得ないような場合です。

コロナウイルスに感染した場合は、法にしたがって休業する形になるので、企業側の責任とは言いにくいでしょうね。「休業手当」を請求することは難しいと思います。

(秘書) それでは、感染したかははっきりしないものの、微熱の症状があり、この症状のせいで企業から休業の指示を受けたような場合はどうでしょうか。

(久井) その場合は、あくまで企業の自主的な判断による休業指示なので、企業側の責任で休ませたと言えると考えられます。感染の可能性がかなり高いことを伺わせるような事情でもなければ、企業に「休業手当」を請求できると思います。

(秘書) 国や市から休業要請があつて、企業が営業を停止し、従業員に出勤停止を命じたような場合はどうでしょうか。

(久井) 今の法律の仕組みだと、あくまで休業することは要請で、命令ではありません。要請

である以上、従うかどうかは企業が任意に決めるという建前があるので、企業の責任で、休業を決めて、従業員に出勤停止を求めれば、「休業手当」は支払う必要があると思います。

ただし、店名の公表など、休業要請が事実上の強制に感じられるようなケースもあるので、企業の責任とは言えないと判断される場合もあり得るかもしれません。

(秘書) 前代未聞のことですし、法的に難しい判断になる場合もありそうですね…。

ところで、「休業手当」は、いくら貰えるものなのでしょうか。

(久井) 法律は、最低でも「平均賃金の100分の60以上」を支払わないといけないと規定しています。

平均賃金は、休業の直近3ヶ月にもらっていた給与額の合計を、その3か月間の総日数で割って計算するのが原則です。算出した平均賃金額に、実際に休業日数をかけたものが、支払われるべき休業手当の総額です。

(秘書) 整理できました。何かあった時の参考にします！



弁護士 ひきい はるき 春樹

☞このコラムは、2020年8月のメルマガで配信されました。  
☞山下江法律事務所 YouTube チャンネルでは、企業法務セミナーの動画などを公開しております。ぜひご覧ください。<http://urx2.nu/HhMA>



## 「根保証契約と民法改正」 社会保険労務士/松本雄介



今回のテーマは、「根保証契約と民法改正」です。

新しく採用する従業員に対し、

「身元保証人」を求めているケースも多いと思います。これは法的には会社と身元保証人との「(身元)保証契約」ということになり、保証しているのは「従業員本人が会社に何らかの損害を与えた場合の、その損害」というのが一般的です。

このような保証の中身が特定されていない(つまり、請求されるまで保証額が確定しない)保証契約を「根保証契約」といいます。根保証契約では、保証人が予想外に大きな(多額の)負担を負うことになる可能性があり、2020年4月1日に施行された改正民法(債権法)によって「限度額を定める」ことが必要となりました。この限度額の

ことを「極度額」といいます。

今までは、貸金の返済を根保証する際は「極度額を定めなければ根保証契約は無効となる」というルールがありましたが、今回の民法改正によって根保証契約全般にこのルールが適用されることとなります。

極度額の決め方や上限について直接の規制はありませんが、極度額については設定額が低すぎるとその金額までしか賠償額を請求できませんし、高すぎると契約の合意に至らないということも考えられます。この極度額を定める(設定する)という工程は今までに無く、かつ難航も予想されるため、身元保証を求める目的によっては身元保証契約を結ばないという選択も考えられるところです。

フクシマ社会保険労務士法人  
2015年より弊所と業務提携

☞このコラムは、2020年7月のメルマガで配信されました

## 第29回企業法務セミナー報告「120年ぶりの民法大改正！ 中小企業に与える影響と対策～対策をしないなどありえない！！～」

2020年7月9日に、第29回企業法務セミナー「120年ぶりの民法大改正！中小企業に与える影響と対策～対策をしないなどありえない！！～」を開催しました。講師は、東京支部長弁護士/岡篤志です。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、急遽、会場参加とオンライン参加のハイブリッド式での開催となりました。

今回のセミナーでは、令和2年4月1日に施行された新しい民法について、経営者が特に知っておくべきものをピックアップして解説しました。

参加者様から「事例を挙げて説明して頂いたので、イメージがわいてすごく分かりやすかった

です。」「緩急のある話し方に難しい話もすんなり入りました。」「分かりやすい説明だったので、とても勉強になりました。」など高い評価を受けました。

次回は11月12日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF 第44回 弁護士 山口 卓



フェルメールという画家をご存じでしょうか。名前を言われてピンと来なくても、「牛乳を注ぐ女」や「真珠の耳飾りの少女」の絵を見ればおわかりになる方も多いと思います。フェルメールは17世紀

にオランダで活躍した画家で別名「光の魔術師」と称され、フェルメールの絵に使用される鮮やかな青色は「フェルメール・ブルー」と呼ばれています。前述の2作品にも、彼の巧みな光と青色が表現されています。

2018年10月から2019年5月にかけてフェルメール展が開催されていたのですが、2019年4月20日、大阪まで行って来ました。感想としては・・・とにかく混んでい

て人を観に行つたみたいになりました(笑)。

フェルメールの作品は展示されている45作品のうち6作品だけだったのですが、フェルメールの作品については立ち止まらずに進みながら観ないといけなかったことと、私が行つた大阪展には「牛乳を注ぐ女」が展示されなかったことが少し残念でしたが、直接名画を観ることができたので、行ってよかつたと思います。お土産に図録の他クリアファイルやマグネットを買い込み、事務所のロッカーにマグネットを貼り付けています。

ちなみに私が好きなフェルメールの作品は、「デルフト眺望」、「地理学者」、「天文学者」です。興味のある方はネットで検索してみてください。

☞このコラムは、2020年5月のメルマガで配信されました。

事務局コラム 第44回 「今こそ活かす時！」 F.H



コロナの影響で生活が一変。これまでに経験したことのない自粛生活。年明けに「今年は・・・」と張り切って立てた目標は「うつさない、うつらない」になった。

自粛生活中、家のかたづけをしていた時、国際

協力の仕事をしていた時の写真が出てきた。アジア・南太平洋の村の青年を日本に招き、農業や保健衛生など彼らの村の生活向上に役立つ研修をコーディネートする、人材育成のNGOに勤めていた。写真を眺めているうちに「彼らは元気にしているかな？」と懐かしい気持ちになった。そして、彼らが保健所でうがい手洗いの基本から学んでいたことを思い出した。コロナウイルス拡大防止に有効な

手段であるうがい手洗い。この学びは彼らの村で今活かされているだろうか。

彼らは日本で自身の村の生活向上に役立つ知識を実地研修で学んだ。私も彼らとのおしゃべりや彼らの村での生活体験を通じ、大いに影響を受けた。ライフラインが整っていないことが原因の不便さや文化的・宗教的制約の中で、シンプルな生活を心豊かに楽しむ姿があった。

NGOを退職後、食や体について学んだ。自身でも体質改善に取り組み、早寝早起きヴィーガン(玄米菜食)を実践。移住した沖縄では夜遅くから始まる飲み会と食卓に欠かせない豚肉料理の生活が待っていた。「体と心を整える手段はたくさん持っておいた方がいいな。」と深く学んだ。私もこれまでの学びを今こそ活かす時だ。

☞このコラムは、2020年6月のメルマガで配信されました。



## 事務局通信

### ◆初回無料相談実施中！電話・オンライン（Zoom）での相談もできます！

新型コロナウイルスの多方面への影響を考慮して、個人、企業すべての方を対象に、すべての分野で、初回無料相談を実施中です。面談の他、電話・オンラインによる法律相談もできます。お困りごとがございましたら、まずはお気軽にお問い合わせください。（※但し、セカンドオピニオンは有料です。）

### ◆第30回企業法務セミナーのご案内



2020年11月12日（木）

18:30～20:00

「契約書作成の技法と

AI契約書診断の今」

講師：弁護士/加藤 泰

〈受講方法〉①会場参加・・・Le Reve 八丁堀

②オンライン参加・・・Zoom

〈受講料〉顧問会社様無料、一般の方 4,000 円

〈受講特典〉顧問契約をして頂きますと、当初2か月間顧問料を無料とさせていただきます。（※但し、作業時間は月3時間以内。）詳しくはお問合せください。

### ◆岩国支部再開



前・岩国支部長弁護士／  
廣田麻由美の産・育休により、  
岩国支部を一時閉鎖しておりましたが、このたび、吉村航が支部長弁護士に就任し、7/14に再開しました。岩国近辺や広島県西部にお住まいのみなさま、お困りごとやお悩みがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

### ◆山下江法律事務所 LINE 公式アカウント

誰もがいつか直面する課題である「相続」に特化した内容となっており、定期的に情報配信をおこなっております。相続クイズが配信されるなど、楽しく相続の知識を身につけることができます。LINE ユーザーなら登録は簡単です。下記 QR コードを読み取ってください。



HOME>公式アカウント>検索窓に「山下江」を入力



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

《広島本部》 〒730-0012  
広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703  
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652  
電話受付:平日 9 時～18 時、土曜 10 時～17 時

《福山支部》 〒720-0067  
福山市西町 2-10-1 福山商工会議所ビル 5F  
TEL084-993-9041 営業時間:平日 9 時～18 時

《呉支部》 〒737-0051  
呉市中央 2-5-2 NSビル 703  
TEL0823-25-0077 営業時間:平日 9 時～18 時

※時間外でも相談が可能な場合もありますので、まずは相談予約専用ダイヤルへお問い合わせください。

メルマガの登録は「山下江 メルマガ」で検索  
相談予約専用ダイヤル 0120-7834-09

《東広島支部》 〒739-0043  
東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 3-1  
TEL082-423-1511 営業時間:平日 9 時～18 時

《岩国支部》 〒740-0022  
山口県岩国市山手町 1-16-10 山手町ビル 402  
TEL0827-23-3005 営業時間:平日 9 時～18 時

《東京虎ノ門オフィス》 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門 1-5-8 カイノ虎ノ門 1ビル 803  
TEL03-6632-5355 営業時間:平日 9 時～18 時